

2020/05/19

緊急事態宣言の解除にかかる営業体制について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

いわき信用組合(理事長 江尻 次郎)では、2020年5月14日に発表された緊急事態宣言の一部解除を踏まえ、5月13日より実施している昼時間休業を終了(一部店舗を除く)し、通常営業とさせていただきます。

なお、感染拡大防止の観点から一部店舗では昼時間休業を継続いたします。引き続きお客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、お客様と職員の安全を最優先に考えた対応でございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 今回昼時間休業を終了する営業店

本店営業部、平支店、玉川支店、泉支店

※下記店舗では昼時間休業を継続いたします。

江名支店、塩屋崎支店、植田支店、勿来支店、本庁前支店、内郷支店、
檜葉支店、四倉支店、好間支店、湯本支店、郷ヶ丘支店

2. 通常営業再開日

2020年5月25日(月)

	変更前(昼時間休業実施)	変更後
窓口営業時間	平日 9:00~11:30 12:30~15:00 (昼時間休業 11:30~12:30)	平日 9:00~15:00

※昼時間休業を継続する店舗の通常営業再開につきましては、あらためてご案内いたします。

以上